

(別紙1)

注意

○社会福祉事業については、基本的に社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならい、定款に記載することとなる。

(1) 第1種社会福祉事業

根拠法	記載方法	注意事項
児 童 福 祉 法	乳児院の経営	①施設種別名ごとに記載すること。 (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎(施設名)の記載は不要となった)  ※従前の「知的障害児施設」、「盲ろうあ児施設」、「肢体不自由児施設」、「重症心身障害児施設」は児童福祉法及び社会福祉法の改正(平成24年4月施行)により、「障害児入所施設」となる。
	母子生活支援施設の経営	
	児童養護施設の経営	
	障害児入所施設の経営 ※	
	情緒障害児短期治療施設の経営	
老 人 福 祉 法	養護老人ホームの経営	①施設種別名ごとに記載すること。 (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった)  ②「軽費老人ホーム」については、「軽費老人ホーム設置運営要綱」上の種別(A型・B型・ケアハウス)を明示するのが適当であること。
	特別養護老人ホームの経営	
	軽費老人ホーム(〇〇)の経営	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム(A型)の経営</li> <li>・ 軽費老人ホーム(B型)の経営</li> <li>・ 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営</li> </ul>	

根拠法	記載方法	注意事項
障害者自立支援法 25.4.1～ 障害者総合支援法	障害者支援施設の経営※ （参考）以前の定款の記載方法例 ○（身体障害者更生援護施設の経営） ・肢体不自由者更生施設の経営 ・視覚障害者更生施設の経営 ・聴覚・言語障害者更生施設の経営 ・内部障害者更生施設の経営 ・身体障害者療護施設の経営 ・身体障害者入所授産施設の経営 ・身体障害者通所授産施設の経営 ・身体障害者小規模通所授産施設の経営 ○（知的障害者援護施設の経営） ・知的障害者入所更生施設の経営 ・知的障害者通所更生施設の経営 ・知的障害者入所授産施設の経営 ・知的障害者通所授産施設の経営 ・知的障害者小規模通所授産施設の経営 ・知的障害者通勤寮の経営	①平成19年3月30日付の定款準則改正により施設毎（施設名）の記載は不要となった。  ※自立支援法の移行措置期間終了（平成24年3月31日）に伴い、従前の「身体障害者更生援護施設の経営」、「知的障害者援護施設の経営」は、「障害者支援施設」の経営となる。 （なお、通所系のサービスは「第2種社会福祉事業」の「障害福祉サービス事業」となる。）
生活保護法	救護施設の経営 ----- 更生施設の経営 ----- 生計困難者に対して助葬を行う事業の経営	①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）
売春防止法	婦人保護施設の経営	①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）
社会福祉法	授産施設を経営する事業の経営 ----- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営	

(2) 第2種社会福祉事業

根拠法	記載方法	注意事項
児 童 福 祉 法	障害児通所支援事業の経営 ※1	<p>①施設種別名ごとに記載すること。                      (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎(施設名)の記載は不要となった)</p> <p>②内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。</p> <p>※1 障害児通所支援事業                      ○児童発達支援                      ○医療型児童発達支援                      ○放課後等デイサービス                      ○保育所等訪問支援</p> <p>(参考)以前の定款の記載方法例                      ・知的障害児通園施設を運営する事業(第1種)                      ・児童福祉サービス事業(児童デイサービス事業)の経営(第2種)                      ・重症心身障害児通園事業(公益)など</p> <p>※2 障害児相談支援事業                      以前の定款においては「相談支援事業」とのみ記載している場合あり。</p>
	障害児相談支援事業の経営 ※2	
	児童自立生活援助事業の経営	
	放課後児童健全育成事業の経営	
	子育て短期支援事業の経営	
	乳児家庭全戸訪問事業の経営	
	養育支援訪問事業の経営	
	地域子育て支援拠点事業の経営	
	一時預かり事業の経営	
	小規模住居型児童養育事業の経営	
	助産施設の経営	
	保育所の経営	
	児童厚生施設の経営	
	児童家庭支援センターの経営	
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営	

根拠法	記載方法	注意事項
老人福祉法	老人居宅介護等事業の経営	<p>①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）</p> <p>②内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。</p> <p>③「老人居宅介護等事業」については、「老人」を省略し、他の法律に基づくものと併せて読み込むことは認められないこと。</p>
	老人デイサービス事業の経営 （老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター） （1）専用施設において行われるもの →老人デイサービス事業 （2）特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの →老人デイサービス事業 （3）特別養護老人ホーム等に併設されるもの ①日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用設備を有するもの →老人デイサービスセンター ②①の要件を満たさないもの →老人デイサービス事業 ※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りませんが、デイサービスセンターは加えて設置届が必要なものです。	
	老人短期入所事業の経営 （老人短期入所事業と老人短期入所施設） （1）専用施設において行われるもの →老人短期入所施設 （2）特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの →老人短期入所事業 （3）特別養護老人ホーム等に併設されるもの ①短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有し、かつ独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有するもの →老人短期入所施設 ②①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業 ※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りませんが、老人短期入所施設は加えて設置届が必要なものです。	
	小規模多機能型居宅介護事業の経営	
	認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	

根拠法	記載方法	注意事項
老人福祉法 (つづき)	複合型サービス福祉事業の経営 老人デイサービスセンターの経営 老人短期入所施設の経営 老人福祉センターの経営 老人介護支援センターの経営	※「複合型サービス福祉事業の経営」は、老人福祉法改正（平成24年4月施行）による新規事業。
障害者自立支援法  25.4.1～ 障害者総合支援法	障害福祉サービス事業の経営 一般相談支援事業の経営 ※ 特定相談支援事業の経営 ※ 移動支援事業の経営 地域活動支援センターの経営 福祉ホームの経営	①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）  ②従来の「相談支援事業」は「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」、「障害児相談支援事業」の全部又はいずれかの記載となる。
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業の経営 手話通訳事業の経営 介助犬訓練事業の経営 身体障害者福祉センターの経営 補装具製作施設の経営 盲導犬訓練施設の経営 視覚障害者情報提供施設の経営 身体障害者の更生相談に応ずる事業	①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）  ②内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業	
母子・寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の経営 寡婦日常生活支援事業の経営 母子福祉センターの経営 母子休養ホームの経営	①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった）

根拠法	記載方法	注意事項
社 会 福 祉 法	生活困難者に対して生活必需品等を与える事業	
	生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業	
	生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業	
	生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業	
	生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業	
	生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	
	隣保事業	
	福祉サービス利用援助事業	
	社会福祉事業に関する連絡を行う事業	
	社会福祉事業に関する助成を行う事業	

(別紙 2)

公益事業 (※例示)

内 容		記載方法	注意事項
更生保護事業		更生保護事業	
実施期間が6月を超えない社会福祉事業(社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については3月)		記載方法は社会福祉事業と同じ(別表1参照)	
別表1の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業であって常時保護を受ける者が入所5人、その他20人(授産施設10人)に満たないもの		記載方法は社会福祉事業と同じ(別表1参照)	
社会福祉事業を行うものであって、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が50に満たないもの		記載方法は社会福祉事業と同じ(別表1参照)	
介護保険法に基づく事業	福祉系サービス	居宅介護支援事業	①施設種別名ごとに記載すること。 (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった。)  ②居宅介護支援事業等を特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えない。
		訪問入浴介護事業	
		福祉用具貸与事業	
		地域密着型サービス事業	
		介護予防サービス事業	
		介護予防支援事業	
	医療系サービス	地域支援事業を市町村から受託して実施する事業	
		訪問看護事業	
		訪問リハビリテーション事業	
		居宅療養管理指導事業	
介護老人保健施設を経営する事業		介護老人保健施設の経営	
老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業		指定老人訪問看護事業	

内 容	記載方法	注意事項
人材養成施設を経営する事業	社会福祉士養成施設の経営 介護福祉士養成施設の経営 精神保健福祉士養成施設の経営 保育士養成施設の経営 社会福祉主事養成機関の経営	①施設種別名ごとに記載すること。 (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった。)
有料老人ホーム、老人憩いの家等を経営する事業	<b>【施設種別名】</b> の経営 (例) 有料老人ホームの経営	①施設種別名ごとに記載すること。 (平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった。)
老人大学校等を経営する事業		
身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業		
おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業		
精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業		
手話通訳者養成・派遣を行う事業	〇〇事業	
社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業		
企業委託型保育サービス	企業委託型保育サービス事業	
専用の設備を使用して、福祉サービスを必要とする地域住民に対して無償又は実地に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業	(訪問) 給食サービス事業	
	(訪問) 入浴サービス事業	
	〇〇事業	
福祉有償運送事業を行う事業	福祉有償運送事業	
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)	

内 容	記載方法	注意事項
障害者自立支援法に基づく事業 （地域生活支援事業）  25.4.1～ 障害者総合支援法に基づく事業	コミュニケーション事業 ----- 日常生活用具給付等事業 ----- 盲人ホーム事業 ----- 訪問入浴サービス事業 ----- 身体障害者自立支援事業 ----- 重度障害者住宅就労促進特別事業 ----- 更生訓練給付事業 ----- 施設入所者就職支度金給付事業 ----- 生活支援事業 ----- 日中一時支援事業 ----- 生活サポート事業 ----- 社会参加促進事業	「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」、「移動支援事業」及び「地域活動支援センター」については第2種社会福祉事業に記載することとなるので注意すること。  ①施設種別名ごとに記載すること。 （平成19年3月30日付けの定款準則改正により施設毎の記載は不要となった。）